

## 公 告

### 2016年度末「住所不明組合員のみなし自由脱退」のお知らせ

定款第10条(自由脱退)、及び「住所不明組合員の脱退手続きに関する規約」にもとづき、下記のとおり住所不明組合員の「みなし自由脱退」の手続きを行ないます。

お心当たりの方は、下記の内容についてご確認ください。

#### 記

##### (1) 対象となる方

毎年お送りする「出資金残高通知書」が宛先不明で返却され、以降2年間にわたり住所変更の手続きがされず所在確認ができなかった方で、かつ該当支部地域でも確認のできない組合員。

##### (2) 対象となる方の名簿の閲覧と問い合わせ先

対象となる方の名簿は、広島中央保健生協の生協総務部で管理し、備え付け閲覧に供します。上記(1)の条件に当てはまると思われる組合員は、生協総務部または、お近くの広島中央保健生協の各事業所窓口へご連絡ください。住所確認の手続きを取らせていただきます。

##### (3) 公告および名簿の閲覧期間

2017年2月1日(火)から3月4日(土)までとします。

2017年3月4日(土)までに新しい住所が確認できた方は、「みなし自由脱退」手続きの対象者から除外します。

##### (4) 「みなし自由脱退」手続きの実施について

2017年3月4日までにご本人からご連絡がなく、所在が確認できなかったときは、定款第10条第2項にもとづき、2017年3月4日付で「みなし自由脱退」の手続きを取らせていただきます。「みなし自由脱退」については、2017年3月度理事会で承認をし、その結果については2017年度通常総代会において報告されます。

##### (5) 「みなし自由脱退」手続き後に組合員の所在が判明した場合について

「みなし自由脱退」手続き後に対象者の住所が確認された場合は、ただちに復活手続き(再加入・出資金の復活)を行ないます。

生協総務部または、お近くの広島中央保健生協の各事業所窓口へご連絡ください。

以 上

2017年2月1日  
広島中央保健生活協同組合  
代表理事 理事長 藤原 秀文